

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市人事委員会委員長 兒玉 武雄

新潟市人事委員会規則第17号

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の単身赴任手当に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

附則第3項の見出し中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。